

院外処方箋における簡素化プロトコル

国立病院機構 東名古屋病院

当院では、「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（平成22年4月30日付け薬生総発0402第1号厚生労働省医政局長通知）を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環とし、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実およびサービス向上・処方医師の負担軽減を図る目的で、院外処方箋における簡素化プロトコル（以下、簡素化プロトコル）を運用しております。

* 処方変更にかかわる原則 *

- A) 簡素化プロトコルを希望する場合、「簡素化プロトコル合意書」（以下、合意書）を提出すること。
- B) 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬の後発医薬品への変更はできない。
- C) 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。その際、安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- D) 麻薬及び抗悪性腫瘍剤は除くこととする。
- E) 服用方法・安定性・価格等について、患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更すること。

1. 処方変更・調剤後の連絡

本プロトコルに基づき、処方変更し調剤した場合は、変更内容を記入した処方箋と指定の書式（服薬情報提供書（トレーシングレポート））または処方箋発行日や処方修正箇所を具体的に記載した処方修正報告書を下記のFAX番号まで連絡をお願いします。

・ FAX番号：052-801-1156 薬剤部

2. 疑義照会不要例

現在、以下の12項目について疑義照会不要とする。

① 剤形の変更

例：ラシックス細粒→ラシックス錠、ラシックス錠→ラシックス細粒

②錠剤の普通錠と口腔内崩壊錠の変更

例：ユリーフ錠→ユリーフ OD 錠、ユリーフ OD 錠→ユリーフ錠

③エンシュアリキッドなどのフレーバーの変更

例：エンシュアリキッド バニラ味 12 本→バニラ味 6 本、コーヒー味 6 本

④成分、適応、用法が同一の銘柄変更

※薬剤料が同額以上の場合は患者の同意が得られれば可。

例 1：ボナロン錠 35 mg→フォサマック錠 35 mg

例 2：ファモチジン D 錠 20 mg「サワイ」→ファモチジン D 錠 20 mg「EMEC」

⑤後発品から先発品への変更

例：アムロジピン OD錠5mg「トーワ」→ノルバスク OD錠5mg

⑥別規格製剤がある場合の規格の変更

※適応症が変わる場合は疑義照会が必要。

例：ノルバスク錠 2.5 mg 2 錠/朝食後→ノルバスク錠 5 mg 1 錠/朝食後

⑦保険請求を伴わない半錠、一包化

※粉碎化、混合については疑義照会が必要。

粉碎化、混合（散剤で別Rpの薬をまとめて混合すること）については安定性等の問題
医師の処方意図が含まれている場合もあるため。

⑧食後・食前の処方で、添付文書上、食直後・食直前と記載されているものの変更

例：ベイスン錠 0.3 mg 3 錠/毎食前→3 錠/毎食直前

⑨湿布薬や軟膏での包装規格変更に関すること（合計処方量が変わらない場合）

例：インドメタシンパップ 70mg（7 枚入）×5 袋→インドメタシンパップ 70 mg（5 枚入り）×7 袋

例：リンデロン VG 軟膏 0.12% (5g) 2 本→リンデロン VG 軟膏 0.12% (10g) 1 本

⑩薬剤師が残薬確認時に処方薬の残薬を把握したため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の本数の変更も含む）

例：オルメサルタン錠 20mg 30 日分→26 日分（4 日分残薬があるため）

例：ラミシールクリーム 1%30g→ラミシールクリーム 1%20g（1 本残薬があるため）

⑪ビスホスホネート製剤の週 1 回あるいは月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方薬が 14 日分処方の時）

アクトネル錠 17.5mg（週 1 回製剤）1 錠分 1 起床時 14 日分→2 日分

⑫「1 日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方薬が 30 日分処方の時）

リピトール錠 5mg 1 錠 分 1 朝食後 1 日おき 30 日分 →15 日分

3. 合意書について

プロトコルの最後に添付しております。（添付1）

当院のホームページより、部門紹介・薬剤部『院外処方箋における簡素化プロトコル』をご覧ください。

*** 合意書の流れ**

合意書に必要事項を記載・押印（文章中の名称・住所・名称・代表者）、2部作成
→当院へ合意書を郵送（2部とも）→1部を返送、1部は当院にて保管

4. 服薬情報提供書（トレーシングレポート）について

プロトコルの最後に添付しております。（添付2）

当院のホームページより、部門紹介・薬剤部『院外処方箋における簡素化プロトコル』をご覧ください。

5. 各種問い合わせ窓口

①処方内容（診療、調剤に関する疑義・質疑など）

TEL：052-801-1151（代） 各診療科・処方医

②プロトコル・合意書・服薬情報提供書（トレーシングレポート）に関すること

TEL：052-801-1151（代） 薬剤部

6. 運用開始日

2017/8/1 初版

2018/3/1 第2版

2023/8/24 第3版

(添付1)

簡素化プロトコル合意書

国立病院機構東名古屋病院と（保険薬局名称）_____は、院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明の上同意を得てから行うものとする。

記

① 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

「院外処方箋における簡素化プロトコル」（別紙）に挙げる疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

（参考：薬剤師法第23条）

1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
2. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

② 合意の解除及び内容の変更について

合意の解除及び内容の変更については、必要時に協議を行うこととする。

以上

（施設住所・名称・代表者）

20 年 月 日

住 所：〒465-8620 愛知県名古屋市名東区梅森坂 5-101

名 称：国立病院機構 東名古屋病院

代表者：東名古屋病院病院長 饗場 郁子 印

20 年 月 日

住 所：

名 称：

代表者： 印

